

事業報告等の作成・提出に係る留意事項

岩手県総務部行政経営推進課公益法人担当
(令和2年12月)

1	事業報告等の概要	
	(1) 作成書類（備置き書類と事業報告等の対比）	
	・ オフライン様式との対比	3
	・ 添付書類との対比	4
	(2) スケジュール	
	・ 事業報告等の提出までの流れ	5
2	事業報告等の作成に係る留意点	
	(1) オフライン様式	
	・ 表紙	7
	・ 事業報告等に係る提出書	9
	・ 役員等名簿	10
	・ 別紙1	12
	・ 別紙2	14
	・ 別紙3	19
	・ 別表A	23
	・ 別表B	27
	・ 別表C	30
	・ 別表D・E	34
	・ 別表F	35
	・ 別表H	38
	(2) 添付資料	
	・ 添付書類に係る留意事項	41

1 (1) 作成書類（備置き書類と事業報告等の対比）

オフライン様式との対比

県庁へ提出する定期報告書類の内容のほとんどは、法令等により公益法人が作成し、事務所に備え置くこととされている書類を基に作成されます。

公益法人が作成し、備置く書類 (法人法第129条、認定法第21条 など)	事業報告等 オフライン様式										
	役員等名簿	別紙1	別紙2	別紙3	別表A	別表B	別表C	別表D	別表E	別表F	別表H
定款		●	●	●							
社員名簿		●	●								
役員等名簿（住所を除く閲覧用を含む）	●		●								
財産目録					※2		●				
貸借対照表					※2		●	●			●
正味財産増減計算書（内訳表を含む）					●	●	●			●	●
貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書					●	●	●			●	●
事業報告				●							
事業報告の附属明細書				●							
運営組織及び事業活動に関する数値のうち重要なものを記載した書類		※1									
監査報告書									●		
特定費用準備資金及び資産取得資金の取崩手続の定め、積立限度額並びにその算定根拠							※3				
寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、控除対象財産の5号財産・6号財産に位置付けた財産についての概要							※4				
理事会（及び評議員会）議事録			●								

※1 作成するオフライン様式の別紙1が、「運営組織及び事業活動に関する数値のうち重要なものを記載した書類」となります。

※2 別表A(1)の第二段階における剰余金の扱いの説明や別表A(3)の実物資産の繰入れなど、該当する場合に必要となります。

※3 特定費用準備資金や資産取得資金を設定している場合に必要となります。

※4 5号財産や6号財産を保有している場合に必要となります。

1 (1) 作成書類（備置き書類と事業報告等の対比）

添付書類との対比

県庁へ提出する定期報告書類の内容のほとんどは、法令等により公益法人が作成し、事務所に備え置くこととされている書類を基に作成されます。

公益法人が作成し、備置く書類等 (法人法第129条、認定法第21条 など)	事業報告等 添付書類 添付書類
社員名簿（公益社団法人のみ）	社員名簿 社員名簿（住所を除く閲覧用）
役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
財産目録	財産目録
貸借対照表	貸借対照表及びその附属明細書
正味財産増減計算書（内訳表を含む）	損益計算書及びその附属明細書
貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書	貸借対照表及びその附属明細書 損益計算書及びその附属明細書
事業報告	事業報告及びその附属明細書
事業報告の附属明細書	事業報告及びその附属明細書
監査報告書	監査報告（及び会計監査報告）
キャッシュ・フロー計算書（該当法人のみ）	キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は会計監査人を設置しなければならない場合に限る。）
税務署より取得	滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書
※該当法人のみ	許認可等を証する書類 ※許認可等が必要な場合のみ
	事業・組織体系図
	社員の資格の得喪に関する細則
	会員等の位置づけ及び会費に関する細則
	寄附の用途の特定の内容がわかる書類（公益目的事業以外に用途を特定した寄附がある場合のみ） 行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類

1 (2) スケジュール

事業報告等の提出までの流れ

事業報告等については、毎事業年度経過後3か月以内に県庁へ提出が必要です。
※罰則の適用もあり得ますので、期限内の提出を厳守してください。

1. 以下の書類を作成する。

- ①財産目録 ②貸借対照表 ③正味財産増減計算書 ※②・③には、注記・内訳表を含む。
④貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 ⑤事業報告 ⑥事業報告の附属明細書
⑦運営組織及び事業活動に関する数値のうち重要なものを記載した書類（オフライン様式別紙1）

※会計監査人設置法人はキャッシュ・フロー計算書の作成も必要

①～④を作成する際、決算の前にあらかじめ、県に提出するオフライン様式別表A～Cを仮作成し、認定基準への抵触がないか確認することを推奨します。仮に、認定基準への抵触が判明した場合、決算処理の中での調整や特定費用準備資金等の設定などにより基準への抵触を回避できる場合があります。
また、前年度の剰余金の状況についても、ご確認ください。

2. 監事の監査（①～⑥）を受け、監事が⑧監査報告書を作成する。

3. 理事会で①～⑥を承認する。

4. 定時社員総会（評議員会）の2週間前から①～⑥、⑧を主たる事務所に備え置く。

5. 定時社員総会（評議員会）で①～③を承認、⑤を報告、⑧を提供する。

6. 貸借対照表を定款に定める方法で公告する。

※大規模法人（負債の部に計上した額の合計額が200億円以上）の場合は損益計算書も公告

7. 事業年度経過後3か月以内に行政庁に①～⑧及び定期提出書類を提出する。

この資料における凡例等

当該シートで確認する認定基準等の根拠法令を記載しています。

【オフライン様式（エクセル）】

緑色セル■：全ての法人について必須入力です。

作成するシートに緑色のセルが残っていると、様式チェックでNG（エラー）となります。

水色セル■：任意入力ですが、該当がある場合は必ず入力してください。

黄色セル■：記入不可のセルです。

数式が入っており、他のセル・シートに記入された値を参照して表示（転記）します。

白色セル□：記入不可のセルです。

様式チェックで「NGなし」となったら、システムが他のファイルから値を記入します。

【別紙2 法人の基本情報及び組織について】

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025036
	至	令和3年3月31日	法人名	公益□□法人○○協会

1. 基本情報

フリガナ					
法人の名称					
主たる事務所の住所及び連絡先					
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等		補足住所
	0208570	岩手県	盛岡市内丸10-1		
代表電話番号	019-629-0000		内線	3210	FAX番号 019-629-1111
代表電子メールアドレス	koeki@mail.com				
ホームページの有無	有				
ホームページアドレス	https://www.homepage.go.jp/				
代表者の氏名	○○ ○○				
事業年度	月	日～	月	日	
事業の概要					

【資料中のコメント】

基本事項

入力に関する基本事項を記載しています。

参考情報

入力に際しての補足事項や確認事項などの参考情報を記載しています。

要注意情報

入力ミス等が多いため、特に気を付けていただきたい内容を記載しています。

2 (1) オフライン様式

表紙

手続No	C2-1
手続名	事業報告等の提出

事業年度	令和	2	年度
	自	令和2年4月1日	
	至	令和3年3月31日	

未入力や入力誤りがあると、ファイル提出時の様式チェックでエラーとなる場合があります。前年度の記入内容等と相違がないか、ご確認ください。

申請事務担当者	氏名	公益 太郎
	電話番号	019-***-****
	電子メールアドレス	koeki@mail.com

○事前入力項目

作成を行った側の表を選択してください。		
別表A 収支相償の計算 (作成する様式側の「○」を選択してください。)	別表A(1) (収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)	○
	別表A(2) (収益事業等の利益額の50%超を繰入れる場合)	
別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定 (作成する様式側の「○」を選択してください。)	別表C(1)	○
	別表C(1) (※一般社団財団法人法第131条の基金がある場合)	
別紙2 2. 組織 (作成する様式側の「○」を選択してください。)	別紙2 2. (1) 社団用	
	別紙2 2. (2) 財団用	○

2 (1) オフライン様式

表紙

作成した様式の数を入力してください。	
公益認定事業の数（別ファイル：3-2(1)（ワード+エクセル））（対の数を記入）	2
収益事業の数（別ファイル：3-2(2)（ワード））	1
その他事業の数（別ファイル：3-2(3)（ワード））	1
土地の使用に係る費用額の算定（別ファイル：B(2)（エクセル））	0
融資にかかる費用額の算定（別ファイル：B(3)（エクセル））	
無償の役務の提供に係る費用額の算定（別ファイル：B(4)（エクセル））	
資産取得資金の数（公益のみ）（別ファイル：C(4)公益（エクセル））	0
資産取得資金の数（公益以外）（別ファイル：C(4)収益（エクセル））	0
特定費用準備資金の数（公益のみ）（別ファイル：C(5)公益（エクセル））	0
特定費用準備資金の数（公益以外）（別ファイル：C(5)収益（エクセル））	0
A（3）	○
C（2）	○

法人の事業が、公1・公2・収1・他1で構成されている場合の例です。

当該シートを作成する場合、必ず「○」を記載してください。

2 (1) オフライン様式

事業報告等に係る提出書

令和3年6月30日

岩手県知事

達増 拓也 殿

上段：岩手県知事
下段：知事の氏名（達増 拓也）

法人の名称 公益□□法人○○協会

代表者の氏名 ○○ ○○

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団
律第22条第1項の規定により、提出します。

記

1. 財産目録
2. 役員等名簿
3. 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 社員名簿
5. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等
6. キャッシュ・フロー計算書
なし
7. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第28条第1項第2号に掲げる書類
8. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第1項第2号及び第3号に掲げる書類
9. 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

※最終的に送信する日（電子申請日）を記載してください。（作成開始の日や一時保存の日ではありません。）

※修正があり再提出する場合でも、最初に記載した日付から変更しないでください。

作成している場合は「あり」を選択してください。

7. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 8.
- ・ 7の書類に記載された事項及び数値の計算の明細など
 - ・ 行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類

役員等名簿

役員等名簿

1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	住所		
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等
マル	マル	●●	●●	非常勤	123-4567	岩手県	◆◆◆◆
マル	マル	●●	●●	非常勤	123-4567	岩手県	◆◆◆◆
マル	マル	●●	●●	非常勤	123-4567	岩手県	◆◆◆◆
マル	マル	●●	●●	非常勤	123-4567	岩手県	◆◆◆◆
マル	マル	●●	●●	非常勤	123-4567	岩手県	◆◆◆◆

【行追加・行削除に当たってのご注意】
 1. 各表の記載欄の第1行目を削除しないでください。また、第1行目をコピー元としないでください。
 2. 行を追加する場合、第2行目をコピー元として、2行目以降において「コピーしたセルを挿入(E)」を行ってください。(電子申請マニュアル1-63ページ参照)(以下同じ。)

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	住所			代表 理事
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等	
マル	マル	●●	●●	非常勤	123-4567	岩手県	◆◆◆◆	レ
マル	マル	●●	●●	常勤	123-4567	岩手県	◆◆◆◆	
マル	マル	●●	●●	非常勤	123-4567	岩手県	◆◆◆◆	
マル	マル	●●	●●	非常勤	123-4567	岩手県	◆◆◆◆	
マル	マル	●●	●●	非常勤	123-4567	岩手県	◆◆◆◆	

3. 監事

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	住所		
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等
マル	マル	●●	●●	非常勤	123-4567	岩手県	◆◆◆◆
マル	マル	●●	●●	非常勤	123-4567	岩手県	◆◆◆◆

行の追加や削除を行う場合には、コメントに記載の【行追加・削除に当たってのご注意】や簡易マニュアルを参照し、適切に行ってください。(操作を誤ると、自動で作成される「役員等名簿(閲覧用)」に正しく反映されません。)

当該事業年度の末日時点における役員について記載してください。

2 (1) オフライン様式

役員等名簿 (閲覧用)

役員等名簿 【様式チェック前】

1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事

3. 監事

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤

このシートは、様式チェック「NGなし」となったら、システムが自動で作成しますので、記載は不要です。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

現在の処理状況は、書類作成中(様式チェック済)です。

処理状況(日時)

1 書類作成中

令和2年11月17日 11:28:42

2 到達

様式チェック状況

様式チェック済(NGなし)

役員等名簿 【様式チェック後】

1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤
マル	マル	●●	●●	非常勤
マル	マル	●●	●●	非常勤
マル	マル	●●	●●	非常勤
マル	マル	●●	●●	非常勤
マル	マル	●●	●●	非常勤

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事
マル	マル	●●	●●	非常勤	レ
マル	マル	●●	●●	常勤	
マル	マル	●●	●●	非常勤	
マル	マル	●●	●●	非常勤	
マル	マル	●●	●●	非常勤	

3. 監事

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤
マル	マル	●●	●●	非常勤
マル	マル	●●	●●	非常勤

別紙 1

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益□□法人○○協会	
設立登記日(注)	平成25年4月1日	
法人の目的	○○○○…	
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等
	岩手県	盛岡市内丸10-1
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)		
社員の数(公益社団法人のみ)		人

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	1,565,000 円		1,650,000 円
収入 > 費用の場合の対応			

「第2段階の合計」に数値が正しく転記されない場合には、「収益事業等から生じた利益の繰入割合」を再度記載してください。

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)	77.3 %
① 公益実施費用額	1,600,000 円
② 収益等実施費用額	170,000 円
③ 管理運営費用額	300,000 円

この様式は、法人において主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、閲覧の要請に応じる必要があります。(認定法 § 21②(4)・認定法施行規則 § 28①(2))

別紙 1

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	30,000 円	うち個人から	10,000 円
		うち法人から	20,000 円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	10,000 円
-------------	----------

公益目的事業会計の金額ではなく、収益事業等会計や法人会計の指定正味財産の部に計上したものを含め、法人全体の金額を記載してください。

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	1,000,000 円	負債額	200,000 円
		正味財産額	800,000 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	1,600,000 円
遊休財産額	750,000 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		0 円
①	公益目的増減差額	△ 100,000 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	100,000 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	50,000 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。

2 (1) オフライン様式

別紙2

【別紙2 法人の基本情報及び組織について】

事業 年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025036
	至	令和3年3月31日	法人名	公益〇〇法人〇〇協会

1. 基本情報

フリガナ	コウエキホウジンキョウカイ			
法人の名称	公益〇〇法人〇〇協会			
主たる事務所の住所及び連絡先				
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等	補足住所
	0208570	岩手県	盛岡市内丸10-1	
代表電話番号	019-629-0000	内線	3210	FAX番号 019-629-1111
代表電子メールアドレス	koeki@mail.com			
ホームページの有無	有			
ホームページアドレス	https://www.homepage.go.jp/			
代表者の氏名	〇〇 〇〇			
事業年度	4月	1日～	3月	31日
事業の概要	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			

「事業の概要」は、当該事業年度末日現在における認定（変更認定をした場合は変更認定、変更認定をしていない場合は移行認定又は公益認定）時と同じ文言で記載してください。
 ※公益法人informationの法人検索画面における法人の「事業の概要」として表示されます。

別紙2 (公益社団法人)

2. 組織

当該事業年度末日の状況を記載してください。

(1) 社員について

社員の数	100 人
(代議員制を採用している場合) 社員(代議員)を選出する会員の数(注1)	人
社員の資格の得喪に関する定款の条項(注2)	定款第〇条、第〇条、第〇条
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて	
(正会員等の資格の取得) 第〇条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は…… (任意退会) 第〇条 正会員および賛助会員は、社員総会で別に定める退会届…… (除名) 第〇条 …… …… ……	
社員の議決権に関する定款の条項	第〇条…
社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人であることについて	

別添の社員名簿・役員名簿と人数が一致しているか確認してください。
※名簿についても、当該事業年度末日の役員・社員を記載してください。

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	1 人	4 人	5 人
監事の数	0 人	2 人	2 人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について(注3)

会員等区分の名称	会員の数
正会員	100 人
賛助会員	10 人

別紙2 (公益社団法人)

(5) 職員について

職員の数	20 人	うち常勤	10 人
------	------	------	------

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会	令和2年6月10日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○
理事会	令和2年5月15日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○
理事会	令和2年12月10日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○
理事会	令和3年3月10日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○

- 注1 定款において、資格を有する者(会員)の中から社員(代議員)を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。
- 注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。
- 注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

当該事業年度に開催された社員総会・理事会について記載してください。
(3月末決算の法人が、令和3年6月末までに、令和2年度事業報告を提出する場合は、令和2年4月～令和3年3月開催の社員総会・理事会を記載)

※みなし決議(決議の省略による社員総会、理事会)についても記載してください。
※主な決議事項等の欄には、代表理事等による職務執行状況の報告についても記載してください。

別紙2 (公益財団法人)

2. 組織

当該事業年度末日の状況を記載してください。

(1) 評議員について

	常勤	非常勤	計
評議員の数	0 人	5 人	5 人
評議員に対する報酬等の支給の額を定める定款の条項を記載してください。			
定款の条項	第〇条		

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	1 人	4 人	5 人
監事の数	0 人	2 人	2 人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査
無	

別添の役員名簿と人数が一致しているか確認してください。
※名簿についても、当該事業年度末日の役員を記載してください。

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数
賛助会員	10 人
	人

定款における法人の関係者として、継続的に一定の会費等を支払う者の人数を記載してください。

別紙2 (公益財団法人)

(5) 職員について

職員の数	20 人	うち常勤	10 人
------	------	------	------

(6) 評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
評議員会	令和2年6月10日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○
理事会	令和2年5月15日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○
理事会	令和2年12月10日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○
理事会	令和3年3月10日	○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

当該事業年度に開催された評議員会・理事会について記載してください。
 (3月末決算の法人が、令和3年6月末までに、令和2年度事業報告を提出する場合は、令和2年4月～令和3年3月開催の評議員会・理事会を記載)

※みなし決議(決議の省略による評議員会、理事会)についても記載してください。
 ※主な決議事項等の欄には、代表理事等による職務執行状況の報告についても記載してください。

別紙3 1. 事業の一覧

【別紙3 法人の事業について】

事業 年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025036
	至	令和3年3月31日	法人名	公益□□法人○○協会

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業の内容
公 1	○○○○○○○○○○
公 2	2○○○○○○○○○○

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業の内容
収 1	○○○○○○○○○○

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業の内容
他 1	○○○○○○○○○○

このシートは、様式チェック「NGなし」となったら、システムが自動で作成しますので、記載は不要です。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

現在の処理状況は、書類作成中(様式チェック済)です。

処理状況(日時)

1 書類作成中

令和2年11月17日 11:28:42

2 到達

様式チェック状況

様式チェック済(NGなし)

別紙3 2. (1) 公益目的事業について

事業番号	公	1
------	---	---

認定時の号を記載してください。

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第〇条第●項第△号、第〇条第●項第△号
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
01	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○……
02	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●……

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

事業区分ごとのチェックポイント		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したか)について必要に</p>	<p>1 ○○○…</p> <p>2 ○○○…</p> <p>3 ○○○…</p> <p>4 ○○○…</p>	
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助</p>	<p>1 ○○○…</p> <p>2 ○○○…</p> <p>3 ○○○…</p> <p>4 ○○○…</p> <p>5 ○○○…</p> <p>6 ○○○…</p>	

当該事業年度末日における認定(移行認定、公益認定、変更認定)に記載の事業区分を選択してください。

当該事業年度末日における認定(移行認定、公益認定、変更認定)または事業変更届と同様に記載してください。

「事業の種類」・「事業区分」を変更する場合、基本的に変更認定が必要です。「チェックポイントに該当する旨の説明」を変更する場合、変更認定または変更届が必要です。

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
▲▲▲▲▲▲	△△法第●条第○項	△△△△

別紙3 2. (2) 収益事業・(3) その他の事業について

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収 1	○○○○○○○○○○	第○条
事業の概要		
○○○○○○○○○○・・・		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注1）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
△△△△・・・	△△△△・・・	△△△△・・・
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注2）		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

収益事業の利益の額が0円以下である場合は、必ず記載してください。

・当該事業年度末日現在における認定（移行認定、公益認定、変更認定）、または事業変更届の内容に対応する形で、各事業の当該事業年度実績（趣旨、内容、対象者、実施日等）を具体的に記載してください。
 ※未実施の事業については、理由とともに実績なしと記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	○○○○○○○○○○	第○条
事業の概要		
○○○○○○○○○○・・・		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
△△△△・・・	△△△△・・・	△△△△・・・

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

別表 A (1)

【別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

公益事業が公1のみの場合、「第一段階」は記載不要です。

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025036
	至	令和3年3月31日	法人名	公益□□法人○○協会

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

(公益法人認定法第5条第6号に定め

1. 第一段階(公益目的事業の収支) 法人が行う事業について、その経常収益

前年度に6欄がプラスの事業がある場合、その剰余金の額を加算してください。

6欄がプラス ⇒翌年度の2欄に加算

事業区分	事業番号	経常収益計 前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。	経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)
1	2	3	4	5	6	
公	1	1,000,000 円	1,200,000 円	0 円	0 円	△ 200,000 円
公	2	500,000 円	400,000 円	0 円	0 円	100,000 円
計		1,500,000 円	1,600,000 円	0 円	0 円	

プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

第二段階7欄(収入)へ

第二段階7欄(費用)へ

6欄がプラスの事業があるときは必ず記載してください。

理由: 理由: ○○の理由により●●が中止となったため。
計画: 計画: 次年度において、●●の実施回数を増やすことにより解消する。

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)	7	1,500,000 円	1,600,000 円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	8	50,000 円	50,000 円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)	9	1,550,000 円	1,650,000 円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。)	10	円	円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	15,000 円		
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	0 円		収入-費用
合計(9欄~12欄)	13	1,565,000 円	1,650,000 円	-85,000 円

前年度に13欄の「収入-費用」がプラスの場合は、その剰余金の額を、7欄の「収入」に加算してください。

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入-費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相償のための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度に繰り越すか、減価償却費の繰入りに充てたりする必要があります。収入-費用欄の数値がプラスの場合、法人にお

剰余金が生じる場合は、解消策を必ず記載してください。

なお、剰余金を資産取得資金に繰り入れたり、公益目的保有財産を取得した場合には、その内容を記載してください。また、財産取得額のはかり資料を別添資料として提出してください。(当該繰入額または取得価額を剰余金から控除して収支相償を判定します。)

収支相償がプラスとなる場合の剰余金

別表 A (2)

【別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

公益事業が公1のみの場合、「第一段階」は記載不要です。

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025036
	至	令和3年3月31日	法人名	公益□□法人〇〇協会

【別表A(2) 収支相償の計算(収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合)】

(公益法人認定法第5条第6号に定め

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償) 法人が行う事業について、その経常収益

前年度に6欄がプラスの事業がある場合、その剰余金の額を加算してください。

6欄がプラス ⇒翌年度の2欄に加算

区分	番号	経常収益計		経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)
		前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。					
1		2		3	4	5	6
公	1	1,000,000 円		1,200,000 円	0 円	0 円	△ 200,000 円
公	2	500,000 円		400,000 円	0 円	0 円	100,000 円
		1,500,000 円		1,600,000 円	0 円	0 円	

第二段階7欄(収入)へ

第二段階7欄(費用)へ

プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

6欄がプラスの事業があるときは必ず記載してください。

理由: 理由: ○○の理由により●●が中止となったため。
計画: 計画: 次年度において、●●の実施回数を増やすことにより解消する。

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)	7	1,500,000 円	1,600,000 円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	8	50,000 円	50,000 円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)	9	1,550,000 円	1,650,000 円	
公益目的保有財産に係る減価償却費(経常費用額の控除対象。「費用」欄に記載してください。)	10		54,321 円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。ただし、上限があります。)	11	円	円	
公益資産取得資金に関する調整(別表C(4)より)(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。ただし、上限があります。)	12	円	円	
公益目的保有財産に係る当期収支(売却に関しては売却収入額を「収入」欄に、取得に関しては支出額を「費用」欄に記載してください。)	13	0 円	0 円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	20,000 円		収入-費用
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	0 円		
合計(9欄-10欄+11欄+12欄+13欄+14欄+15欄)	16	1,570,000 円	1,595,679 円	-25,679 円

50%超繰入れの場合は、「収入-費用>0」となることは認められませんので、「収入-費用≤0」となるよう、14欄・15欄の繰入額を決定してください。
※よって、別表 A (2) では、第二段階で剰余金が発生することはありません。

別表 A (3)

収益事業、その他事業を実施していない法人は、作成・提出は不要です。

【別表A(3) 第二段階・収益事業等の利益から公益目的事業への繰入額】

(A(1)、A(2)の収支相償第二段階の審査の際に必要な、収益事業等の利益から公益目的事業への繰入額の計算に用います。) 収益事業等の利益の50%を公益目的事業へ繰入れる場合は(1)を、50%を超えて繰入れる場合は(2)を記載してください。

(1) 収益事業等の利益額の50%を公益目的事業へ繰入れる場合

		収益事業	その他事業 (相互扶助等事業)	
正味 財産 増減 計算 書	収益事業等の経常収益の総額	1	100,000 円	100,000 円
	収益事業等の経常外収益の総額	2	0 円	0 円
	収益事業等の収益総額(1欄+2欄)	3	100,000 円	100,000 円
	収益事業等の経常費用の総額	4	50,000 円	120,000 円
	収益事業等の経常外費用の総額	5	0 円	0 円
	収益事業等の費用総額(4欄+5欄)	6	50,000 円	120,000 円
	収益事業等当期利益額(3欄-6欄)	7	50,000 円	-20,000 円
管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除	8	△ 20,000 円	△ 0 円	
調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄+8欄)	9	30,000 円	△ 20,000 円	合計
うち、収益事業等の利益から公益目的事業への繰入額	10	15,000 円	0 円	15,000 円
うち実物資産を繰入れる額 ※	11	円	円	0 円

別表 A (1) を作成する場合 (50%繰入) は、(1) のみを記載してください。

9 欄の50% (1 円未満端数切上げ) を記載してください。

①

※実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途 (概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		円

(2) 収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業へ繰入れる場合

		収益事業	その他事業 (相互扶助等事業)	
正味 財産 増減 計算 書	収益事業等の経常収益の総額	1	100,000 円	100,000 円
	収益事業等の経常外収益の総額	2	0 円	0 円
	収益事業等の収益総額(1欄+2欄)	3	100,000 円	100,000 円
	収益事業等の経常費用の総額	4	50,000 円	120,000 円
	収益事業等の経常外費用の総額	5	0 円	0 円
	収益事業等の費用総額(4欄+5欄)	6	50,000 円	120,000 円
	収益事業等当期利益額(3欄-6欄)	7	50,000 円	-20,000 円
管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除	8	△ 20,000 円	△ 0 円	
調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄+8欄)	9	30,000 円	△ 20,000 円	合計
うち、収益事業等の利益から公益目的事業への繰入額	10	20,000 円	0 円	20,000 円
うち実物資産を繰入れる額 ※	11	円	円	0 円

別表 A (2) を作成する場合 (50%超繰入) は、(2) のみを記載してください。

①

②

※実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途 (概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		円

別表 A (3)

① 管理費のうち、収益事業・その他事業に按分される額の控除の計算例（定期提出書類の手引き 公益法人編（内閣府）の方法）は以下のとおりです。按分方法は、合理的な基準であればよく、この計算方法以外を用いる場合は、考え方を示した資料を「その他行政庁が必要と認める書類」欄に添付してください。

【計算例】

$$\begin{array}{l} \text{法人管理費} \\ (660,000) \end{array} \times \frac{\text{収益事業費 (50,000)}}{\text{公益目的事業費 (1,600,000) + 収益事業費 (50,000)}} = 20,000$$

※ 1円未満の端数が生じた場合は切り上げてください。

② 別表 A (2) で収支相償を満たす範囲内の金額を記載してください。

別表B (1)

※ 別表B (2) ~ (4) は未作成です。

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(13欄より)	1	1,600,000	円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)	2	2,070,000	円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	77.3	%

公益実施費用額の計算				
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	4	1,600,000	円	
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	5	0	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	6	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	7	0	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	8	0	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	9	0	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	10	0	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	11	0	円
	調整額計(5欄~11欄の計)	12	0	円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13	1,600,000	円	

収益等実施費用額の計算				
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	14	170,000	円	
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	15	0	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	16	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	17	0	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	18	0	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	19	0	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	20	0	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	21	0	円
	調整額計(15欄~21欄の計)	22	0	円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23	170,000	円	

管理運営費用額の計算				
管理費の額(別表B(5) I 欄より)	24	300,000	円	
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	25	0	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	26	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	27	0	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	28	0	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	29	0	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	30	0	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	31	0	円
	調整額計(25欄~31欄の計)	32	0	円
管理運営費用額(24欄+32欄)	33	300,000	円	

全て他の表から転記されるため、記載不要です。

別表B (5) その1

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その1
 (公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業)

正味財産増減計算書内訳表の公益事業会計における経常費用の額を記載してください。

I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	公益実施費用額													公益実施費用額計	
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通		
経常費用額	1,200,000	400,000													1,600,000

II 土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

NO.	所在地	公益実施費用額													公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

III 融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	公益実施費用額													費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表B (2) ~ (4) を作成する場合に記載してください。

IV 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	公益実施費用額													公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

V 特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額													公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表C (5) と整合性がとれているか確認してください。

VI 特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より、マイナス額)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額													公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

VII 引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	公益実施費用額													費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

正味財産増減計算書の経常収益・経常外収益に計上がない場合は、記載不要です。

VIII 財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

NO.	財産の名称	公益実施費用額													公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

IX 合計

	公益実施費用額													公益実施費用額計	
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通		
合計	1,200,000	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,600,000
事業比率	58.0%	19.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	77.3%

こちらの事業比率を別紙3. 2. (1)の公益目的事業比率(紙面右上)に記載してください。

別表B (5) その2

正味財産増減計算書内訳表の収益事業会計、その他事業会計及び法人会計における経常費用の額を記載してください。

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その2
(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業)

I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
経常費用額	50,000					120,000					170,000	300,000	2,070,000

II 土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

NO.	所在地	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

III 融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	収1	収2	収3	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
					収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計						
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表B (2) ~ (4) を作成する場合に記載してください。

IV 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準			
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計						
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

V 特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)				
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計						
合計		0	0	0													

別表C (5) と整合性がとれているか確認してください。

VI 特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より、マイナス)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)				
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計						
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

VII 引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)				
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計						
合計		0	0	0													

正味財産増減計算書の経常収益・経常外収益に計上がない場合は、記載不要です。

VIII 財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

NO.	財産の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	備考(規則第15条のうち該当の項番を記載)			
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計						
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

IX 合計

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計		
合計	50,000	0	0	0	0	120,000	0	0	0	170,000	300,000	2,070,000
事業比率	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	0.0%	0.0%	0.0%	8.2%	14.5%	100.0%

別表C (1)

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025036
	至	令和3年3月31日	法人名	公益□□法人○○協会

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
遊休財産額は、以下の計算により算定します。

$$\text{遊休財産額} = \text{資産} - (\text{負債} + \text{一般社団・財団法人法第131条の基金}) - (\text{控除対象財産} - \text{対応負債の額}^*)$$

*他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
よって資産を取得している場合には、負債が二重で減算される

貸借対照表の流動資産計の額を記載

資産の部			
流動資産計	1	500,000 円	
固定資産			
控除対象財産(別表C(2)から転記)	2	100,000 円	
その他の固定資産 4欄-2欄	3	400,000 円	
固定資産計 5欄-1欄	4	500,000 円	
資産計	5	1,000,000 円	

貸借対照表の資産計の額を記載

2. 遊休財産額の保有上限額 (=公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額) の計算			
損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	1,600,000 円	
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ	18	0 円	
商品等譲渡に係る原価相当額	19	0 円	
負債 11欄	26	200,000 円	
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	27	0 円	

正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計に係る経常費用計の額を記載

4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)			
公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法			
控除対象財産の額 2欄	31	100,000 円	
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	50,000 円	
指定正味財産の額 13欄	33	100,000 円	
31欄-32欄-33欄	34	0 円	
引当金勘定の合計額 9欄	35	50,000 円	
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	150,000 円	
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0 円	
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合には0)	38	700,000 円	
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	50,000 円	

負債の部			
流動資産に直接対応する負債の額	30	50,000 円	
控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	31	50,000 円	
その他の固定資産に直接対応する負債の額	32	50,000 円	
引当金勘定の合計額 35欄	9	50,000 円	
その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	0 円	
負債計 26欄	11	200,000 円	
正味財産の部			
一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄	12	0 円	
指定正味財産の額 33欄	13	100,000 円	
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	700,000 円	
正味財産計	15	800,000 円	
負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)	16	1,000,000 円	

負債の対応

- 【6欄の例】
翌期首に現金預金から支払う未払金 等
- 【7欄の例】
・建物を控除対象財産としている場合の建物取得に充てた借入金
・リース資産を控除対象財産としている場合のリース負債 等
- 【9欄の例】
賞与引当金 等

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法			
控除対象財産の額 2欄	31	100,000 円	
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	50,000 円	
指定正味財産の額 13欄	33	100,000 円	
31欄-32欄-33欄	34	0 円	
引当金勘定の合計額 9欄	35	50,000 円	
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	150,000 円	
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0 円	
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合には0)	38	700,000 円	
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	50,000 円	

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法			
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	0 円	
指定正味財産の額 13欄	33	0 円	
31欄-33欄	34	0 円	
引当金勘定の合計額 9欄	35	0 円	
その他負債の額 11欄-35欄	37	0 円	
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合には0)	38	0 円	
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円	

【判定結果】		
遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	1,600,000 円
遊休財産額 30欄	41	750,000 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

欄外>事業年度が1年でない場合の第40欄の記入欄

遊休財産額の保有上限額	40	0 円
-------------	----	-----

別表C (2)

【別表C(2) 控除対象財産】

※ 法人の管理運営に用いる財産

「期首」の額は、前事業年度の別表C (2) の「期末」の額と一致します。

1. 公益目的保有財産

1号財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業区分 ※ 事業番号	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不可欠 特定財産	共用財産
					期首	期末		
1	基本財産	定期預金	公 1	利息を公益目的事業に使用する	100,000 円	100,000 円		
					円	円		%
計					100,000 円	100,000 円		

別表C (3) に記載されている財産が、全て記載されているか確認してください。

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

2号財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業区分 ※ 事業番号	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産
					期首	期末	
					円	円	%
					円	円	%
計(B)					0 円	0 円	

3. 資産取得資金(公益のみ)(別表C(4)より)

3号財産

番号	資金の名称	事業 番号 ※	資金の目的	帳簿価額		共用財産
				期首	期末	
		公		円	円	%
計(C)				0 円	0 円	

共用財産の場合は、対応する財産の番号と割合を記載してください。

3. 資産取得資金(公益以外)(別表C(4)より)

番号 枝番	資金の名称	事業 番号 ※	資金の目的	帳簿価額		共用財産
				期首	期末	
				円	円	%
計(C)				0 円	0 円	

1号財産の記載について (補足)

1号財産

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業区分 ※ 事業番号	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		取得時期	共用財産
					期首	期末		
1	その他固定資産	分析装置ほか	公 1	公益目的事業の用に供している。 (今期取得50,000円)	100,000 円	100,000 円		%

当該事業年度に取得した公益目的保有財産がある場合には、その取得価額の合計額を記載してください。

別表C (2)

4. 特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業 番号 ※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
		公		円	円
計(D)				0 円	0 円

4号財産

4. 特定費用準備資金(公益以外)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業 番号 ※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
計(D)				0 円	0 円

5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産(1~4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業 番号 ※	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(E)				0 円	0 円

5号財産

6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金(1~4に記載した資金は含まれません。)

番号	資金の名称	事業 番号 ※	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(F)				0 円	0 円

6号財産

控除対象財産の額(A~Fの合計)	期首	期末
		100,000 円

別表D・E

別表D

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025036
	至	令和3年3月31日	法人名	公益□□法人○○協会

他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第4条で定める財産について、保有の有無、保有している場合には、その内容を記載してください。

選択してください。

保有の有無	保有していない		
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

別表E

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025036
	至	令和3年3月31日	法人名	公益□□法人○○協会

情報開示の適正性

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	○○ ○○
	公認会計士・税理士の別	公認会計士
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	(2)を選択する場合、経理事務経験について必ず記載してください。
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

別表F (1)

「役員等」とは、理事・監事・評議員を指します。

事業年度	自 令和2 年 4 月 1 日 法人コード	A025036
	至 令和3 年 3 月 31 日 法人名	公益〇〇法人〇協会

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額) (単位:)

○役員等の報酬

番号	役職	役員等の氏名	報酬の額	配賦基準	公益目的事業会計					収益事業等会計					小計	共通	小計	法人会					
					公1	公2	公3	公4	公5	取1	取2	他1	他2										
1	評議員 (非常勤)	評議員一	10000	直接配賦	〇〇	●●				△△			▲▲	他2			0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	10
2	評議員 (非常勤)	評議員二	10000	直接配賦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	10
3	評議員 (非常勤)	評議員三	10000	直接配賦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	10
4	評議員 (非常勤)	評議員四	10000	直接配賦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	10
5	評 (非)		10000		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	10
6	去 (非)		30000		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	30
7	副 (非)		30000		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	30
8	理 (非)		30000		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	30000
9	理 (非)		30000		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	30000
10																	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	30000
																	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	170000

事業名 (事業の略称) の記載漏れが多いので、注意してください。

代表理事でも業務執行理事でもない役員の役員報酬は、基本的には事業費に配賦することは適切ではありません。評議員・非業務執行理事・監事の役員報酬は、全て法人会計 (管理費) に配賦するようお願いします。

※配賦基準・配賦割合が認定内容と一致していることを確認してください。
 ※配賦基準・配賦割合は、合理的な理由がない限り、直近の認定時から変更できません。(合理的な理由により変更する場合、考え方や計算方法などを記した当該配賦基準の根拠資料を提出してください。)

※全役員が無報酬の場合には、氏名の欄に「全ての役員は無報酬」と記載してください。
 ※一部の役員が無報酬の場合には、当該役員の氏名を記載したうえで報酬額0円で記載するか、「その他の役員は無報酬」と記載してください。

別表 F (1)

○使用人を業務する理事の給料手当
各事業に関連する費用 (単位:円)

番号	役職	役員等の氏名	給料手当の額	配賦基準	公益目的事業会計					収益事業等会計					法人会計					
					公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	取1	取2	他1		他2	共通	小計		
1	専務理事 兼事務局長	理事 五 専	100000	従事割合	30.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	50.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	20.0%	30.0%
2					30.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	50.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	20.0%	30.0%
3					30.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	50.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	20.0%	30.0%
合 計					30.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	50.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	20.0%	30.0%

○使用人を業務する理事以外の給料手当 (単位:円)

給料手当の額	配賦基準	公益目的事業会計					収益事業等会計					法人会計							
		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	取1	取2	他1		他2	共通	小計				
200000	従事割合	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	40.0%	60.0%
		60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	40.0%	60.0%
合 計		300.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	150.0%	30.0%	0.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	0.0%	120.0%	180.0%

「実際の額」または「配賦する割合」を記載してください。(正味財産増減計算書内訳表と相違が生じる場合があるため、できるだけ「実際の額」で入力をお願いします。)

合計額は正味財産増減計算書の「給料手当」と一致させてください。

別表F (2)

【別表F(2)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当以外の経費)】
(各費用額に共通して発生する関連費用等について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業年度	令和2年度		令和3年度		法人コード	法人名	A025036 公益一口法人〇〇協会									
	自	至	年	年												
科目番号	各事業に関連する費用		公益目的事業会計					収益事業等会計					法人会計			
	科目名	費用の名称	費用の額	公1	公2	公3	公4	公5	小計	共通	収1	収2		他1	他2	共通
				配賦基準												
1	退職給付	退職給付	20,000	6,000	2,000	0.0%	0.0%	0.0%	10,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0.0%	4,000	6,000
				従事割合A	10.0%	10.0%	0.0%	50.0%	50.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	20.0%	30.0%
2	福利手	厚生費	30,000	9,000	3,000	0.0%	0.0%	0.0%	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	0.0%	6,000	9,000
				従事割合A	10.0%	10.0%	0.0%	50.0%	50.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	20.0%	30.0%
3	燃料	料費	5,000	1,500	500	0.0%	0.0%	0.0%	2,500	500	500	500	500	0.0%	1,000	1,500
				従事割合A	10.0%	10.0%	0.0%	50.0%	50.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	20.0%	30.0%
4	光熱	水費	5,000	1,500	500	0.0%	0.0%	0.0%	2,500	500	500	500	500	0.0%	1,000	1,500
				従事割合A	10.0%	10.0%	0.0%	50.0%	50.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	20.0%	30.0%
5	使用	リース料	10,000	1,500	500	0.0%	0.0%	0.0%	5,000	0	0	0	0	0.0%	0	5,000
				従事割合A	10.0%	10.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
6	賃借	賃借料	10,000	1,500	500	0.0%	0.0%	0.0%	5,000	0	0	0	0	0.0%	0	5,000
				従事割合A	10.0%	10.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
10		ページ合計	80,000					40,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000		12,000	28,000

事業名(事業の略称)の記載漏れが多いので、注意してください。

※配賦基準・配賦割合が認定内容と一致していることを確認してください。
※配賦基準・配賦割合は、合理的な理由がない限り、直近の認定時から変更できません。(合理的な理由により変更する場合、考え方や計算方法などを記した当該配賦基準の根拠資料を提出してください。)

科目は正味財産増減計算書の科目を記載してください。

別表H (1)

別表H(1) 当該事業年度末日における
公益目的取得財産残額

事業年度	自	至
------	---	---

別表Aなどと異なり、公益目的事業会計の経常外収益・経常外費用も記載の対象となりますので、ご注意ください。
(金融資産を公益目的保有財産とした場合の評価益・評価損は、減損損失を計上した場合を除き、記載の対象とはなりません。)

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

$$\text{公益目的増減差額} + \text{公益目的保有財産} = \text{公益目的取得財産残額}$$

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金(流動資産)であり、以下の計算により算定します。

$$\text{前事業年度末日の公益目的増減差額} + \text{当該事業年度に増加した公益目的事業財産} - \text{当該事業年度の公益目的事業費等} = \text{当該事業年度末日の公益目的増減差額}$$

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄+14欄-20欄)	1	65,000 円
前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	200,000 円

2 欄は、前事業年度の事業報告別表H (1) の 1 欄の金額を記載してください。

当該事業年度に増加した公益目的事業財産			
計 損 上 算 の 算 数 書 値 (公益目的事業会計)	寄付を受けた財産の額	3 0 円	
	交付を受けた補助金等	4 0 円	
	公益目的事業に係る対価収入	5 1,500,000 円	
	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6 15,000 円	
	社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記入】	7 0 円	
	公益目的保有財産の運用益等(5欄に参入した額を除く)	8 0 円	
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9 0 円	
	その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額(22欄-21欄)×マイナスの場合は零	10 0 円
		合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11 0 円
認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額		12 0 円	
3欄~12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額		13 0 円	
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄~13欄の合計)	14	1,515,000 円	

当該事業年度の公益目的事業費等		
計 損 上 算 の 算 数 書 値 (公益目的事業会計)	公益目的事業費の額	15 1,650,000 円
	(財産の評価損等の調整後の額)	
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16 0 円
その他の数値	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17 0 円
	当該事業年度の公益目的事業費等の合計額(15欄~19欄の合計)	20

※正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計の経常収益・経常外収益を全て記載してください。
※指定正味財産の増加額についても記載してください。ただし、二重計上になってしまうため、一般正味財産への振替額は除いてください。

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	100,000 円
--	----	-----------

【参考数値】

前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	100,000 円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	0 円

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産残額(1欄+21欄)	24	165,000 円
--------------------------------	----	-----------

22欄は、別表C (2) の計 (A) (公益目的保有財産) の期首額を記載してください。

別表H (2)

別表H(2) 当該事業年度中の
公益目的増減差額

事業	自	令和2年4月1日	法人コード	A025036
----	---	----------	-------	---------

寄附金は、受け入れた事業年度にその金額を記載してください。
※一般正味財産に振り替えた額ではないことにご注意ください。

1. 寄附を受けた財産

(1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	用途の定めの内容	金額
〇〇〇〇	〇〇〇〇	10,000 円
〇〇〇〇	〇〇〇〇	20,000 円
合計		30,000 円

注 寄附の名称ごとに寄附者による使

【用途の定めのある場合】
名称ごとに記載してください。「金額」は、用途の定めの内容に
応じて算出した額を記載してください。

(2) (1)以外のもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	用途の定めの内容	金額
		円

【用途の定めのない場合】
全て公益目的増減差額に加算されますので、「(2) (1) 以外
のもの」に、全額を一括して記載してください。

2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】

(1) 公益目的事業以外のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	用途の定めの内容	金額

※用途を定めずに徴収した経費のうち、50%は公益目的事業の
ために使用する必要があります。
※用途の定めについて、会費規程などをよくご確認ください。
※社員以外からの会費収入は、「1. 寄附を受けた財産」に記載
してください。

(2) 公益目的事業のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	用途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0 円

別表H (2)

(3) 用途の定めがないもの

名称	金額	うち、公益目的事業のために使用する金額
	円	円
合計		

別表C (2) における1号財産（公益目的保有財産）の運用益等（利息配当金収入、売却益等）を記載してください。
※1号財産でないものの運用益等は記載しないでください。

3. 公益目的保有財産の運用益等

【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
		円
		円
合計		0 円

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失（公益目的事業費（調整後）に含まれるものを除く）

【公益目的増減差額から減算されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額
		円
合計		0 円

公益目的事業会計の固定資産除去損等が該当します。

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産

【公益目的増減差額から減算されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の用途（公益目的事業の内容）	金額
		円
		円
合計		0 円

- ① 「社員名簿」「社員名簿（閲覧用）」について
提出日時点のものではなく、当該事業年度末日のものを提出してください。また、住所を除いた閲覧用も忘れずに提出してください。
- ② 「滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書」について
当該事業年度を含む期間において、「滞納処分がないことの証明書」を取得し、提出してください。（「納税証明書」ではありません。）
- ③ 「当該年度における財産取得額のわかる資料」について
別表 A（1）の第二段階で剰余金が発生し、公益目的保有財産の取得により当該剰余金を解消する場合、領収書のコピーや財産台帳などの「当該年度における財産取得額のわかる資料」を提出してください。
- ④ 「管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の計算方法」について
計算例（定期提出書類の手引き 公益法人編（内閣府）の方法）以外の計算方法を用いる場合は、考え方を示した資料を提出してください。
- ⑤ 「配賦基準の根拠」について
公益目的保有財産の配賦基準（別表 C（3））や費用の配賦基準（別表 F（1）・別表 F（2））を変更する場合には、考え方や計算方法などを記した当該配賦基準の根拠資料を提出してください。